

議員による不当要求行為の再発防止策等検討共同協議会（第2回）要点記録

1 日時

令和4年4月26日（火）9時55分から11時50分まで

2 場所

議会会議室

3 出席者

- ・司 会 上田議会議務局長
- ・議 会 側 宮下議員（議会側代表）、常盤議員（代理出席）、汐田議員、東影議員、森議員、牧野議員
- ・理事者側 坂田総務局長、小林総務部長、有末職員倫理課長、網井法制課長、坪山法務専門員

4 協議内容

【開会】

司 会 竹尾議員から、欠席したい旨の連絡があった。代理として、同じ市民クラブの常盤議員が出席している。

代理出席の取扱いについては、原則、審議の継続性等の観点から認められないが、今回は特別に代理出席を認める運用とする。長期療養の場合など、特別の理由がある場合に限定した運用としたい。

前回の第1回協議会では、協議事項の1項目目「不当要求行為の認定等に係る見直し」について協議し、理事者側の提案のとおり進めることに決定した。

2項目目の「予算執行に関する議会への説明」については、現在、議会への説明の範囲等について、総務局で財政局等と調整中のため、理事者側と調整の上、改めて議題にあげる。

【協議事項3 職員倫理条例に基づく適切な職員の対応】

職 員 (1) 対応時における記録について、全件及び早期作成を徹底

本市の検証において、要望等の記録票が作成されていなかった事案が散見された。その原因として職員における姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例（以下「職員倫理条例」という。）の周知不足や要望等の全件記録に対する認識不足があり、主に3つの取組を考えている。

- ・全件記録の徹底に向けた職員意識の向上
- ・記録票の作成期限の明確化
- ・記録様式の簡素化等

(2) 複数職員による対応の徹底

(3) 議員からの不当要求行為に対する実務的職員研修の充実

- ・経験の少ない職員に対して様々な事態を想定した実務研修の実施
- ・幹部職員に対する研修の強化

○ 次の専門委員の提言についても意見を伺いたい。

齋藤委員：要望等を録音録画することにより記録作業の負担を軽減させる。

- 柴田委員：要望等の記録の対象者を特別職まで拡大することを検討する。
- 議員 職員倫理条例の周知不足や要望等の全件記録に対する認識不足については、幹部職員こそが不足していたのではないか。
- 議員によって対応が変わることがないよう幹部職員に認識して欲しい。幹部職員も含め、今後どのような研修を行っていくのか。
- 職員 意識改革は職員全体に対して実施するが、特に幹部職員については、市議会議員との関係で信頼関係を損なうことが他の事業などへ与える影響を必要以上に意識するため、以前に話したことも含めて一体的な取組が必要である。
- 職員への研修においては職員倫理条例、公務員倫理全般、公益通報等の研修を行っているが、もう少し具体的・実地的な研修を考えていきたい。
- 議員 議員が一番悪いが、議員によって対応を変えたり幹部職員が忖度したりということの反省を基に取り組んでもらいたい。
- 職員 前回本協議会において了承を得られたので、不当要求行為を認定する庁内の合議体の設置関連規定を整備した。これにより適正な判断を行えると考えている。
- 議員 議員政治倫理条例は制定されて以降10年が経つが、検証等がなされていない。議会として襟を正す意味でも検証は進めて行った方がいい。姫路市議会議員政治倫理条例（以下「議員倫理条例」という。）について議員が政治倫理基準を認識すれば職員に重い負担をかけないが、議員の倫理観がすぐに醸成できない部分もあるので、職員側においてもしっかり対応してもらいたい。
- 記録の簡素化について、負担軽減も分かるが、事後の検証のためには詳しい記載が必要なのではないか。全件録音ができれば文書は簡素化できるが、現実的に実行可能であるのか。
- 職員 全件録音については、専門委員からも指摘があり議題に挙げているが、その効果としては、記録の簡素化、正確な記録に資すること、不当要求行為の客観的該当性判断に資すること、認定時の証拠となること、録音自体が不当要求行為の抑止になること等がある。課題としては、全件録音を義務化するには機器の配付整備、議員からの要望に関する通告がないと機器の事前準備ができないなど手続を定めなければならないこと、また録音した音声は公文書となることから保存や開示時の対応を検討する必要がある。協議してクリアできれば可能となる。
- 議員 職員倫理条例が機能していれば問題はなかったが、全件記録をしていないなど条例違反があったにもかかわらず、処分の対象になっていない。そのため同条例遵守の意識の徹底が重要となる。
- 気になるのは、全ての議員を対象として記録することができるのか。
- 職員 現行の職員倫理条例を遵守できていなかったことについて反省がある。専門委員から職員において、議員との関係は一般市民とは違うとの指摘を受けているが、それを前提に実行可能な制度にしていく必要がある。
- 理事者側だけでは限界があるので、議会側にも対応をお願いしたい。
- 議員 ある幹部職員は「今後自分の身は自分で守る必要がある、不当要求行為があっても表に出せない。」と話していた。特定の議員の発言はなかったことになるのではないか。罰則を設ける等の対応も必要ではないか。

- 職員 条例を守れる環境を整えた上で、職員が遵守しないなら罰則ということになるが、まずは守るための環境づくりが必要である。
- 齋藤委員の提言として、議員がアポなしに緊急に職員を呼び出すことを制限する等要望時のルールを作成するというものがある。要望を受ける際の手順を定めることについてご意見を伺いたい。
- 議員 ルール決めは、会派で意見を聞かないと判断できない。
- 職員 持ち帰っていただき、改めて意見を伺いたい。
- 議員 確認等の用件が途中で要望へと変更した場合どうするのか、という問題もある。議員が自治会長等の別の肩書で要望した場合でも議員の要望として対応すべきなのではないか。
- 職員 現状は、自治会長として要望した場合は自治会長として対応している。兼務の議員が要望した場合は肩書に関係なく全て議員の要望として対応するには情報公開等において調整が必要ではないか。
- 議員 他の肩書と使い分けができるのであれば、逃げ道をつくることにならないか。
- 職員 性悪説をとって、全て議員として対応する方が効果的であるのなら検討の余地があるが、議員も意見が色々あると思うので、意見を聴きたい。
- 議員 議員側は、分けることを希望する意見が出るのではないか。
- 総務局長が代弁してくれているが、理事者との協議会のはずが総務局との協議会になっている。
- 職員 議員による要望は肩書きに関係なく全て議員の要望として対応することについて、本来の議員活動との兼ね合いにおいて疑問があるためお尋ねしたい。全て議員の要望として対応するかについて私が代弁できているか疑問だということであれば持ち帰って検討をしたい。
- 議員 議員倫理条例を遵守することで議員活動が制限されるというのなら議員活動をやめればよい。議員が議員倫理条例の倫理基準を熟知して議員活動すれば良いだけのこと。
- 職員 政治倫理基準に抵触するとまずいから、と言っているわけでない。
- 職員は議員の行為が不当要求行為に該当するか職員倫理条例に基づいて判断する。議員倫理条例上どうなるかを議員同士がすり合わせすることが重要なのではないか。
- 議員 基準を作ってほしい。
- 職員 こちらが作ればよいのか。議会が作った条例なので議会で整理するのが本来である。そういったことの議会の主体的な動きはどうか。
- 議員 認識にずれがあると困るので例を挙げて欲しい。議会側でも検証も含めて、お互いが共通認識を持つための準備をしなければならないと考えている。
- 職員 双方の問題なので双方が案を示してすり合わせを行うべき。
- 議員倫理条例においては具体性がなく分かりにくいと思う。そのため、どういったものが政治倫理基準にあたるのか一定の基準を示すマニュアル作成が必要ではないか。そのマニュアル作成に際してはすり合わせなど対応させていただく。
- 議員 全件録音を行う場合、例外は設けないのか。
- 職員 記録票作成が不必要であるものは録音は不必要、録音しても明らかに普通の要望であるものは記録作成後に消去する、不当要求行為と認定した事案の録音は長期保存、どの程度録音する

- か、どの程度開示するかといったルールが必要と考えている。
- 議員 録音の対象は、議員と利害関係団体関係者に限定すべきである。
- 職員 議員の要望に限定することを考えている。
- 議員 環境整備としてどの程度のことを考えているのか。
- 職員 アポイントにより、要望の日時、内容及び来訪者を確認できれば、担当者の出席、録音機器の準備などができる。議員側もアポイントを取ることでより録音、複数人対応といったことの認識が持ってもらえる。こういった環境を整えることを考えている。
- 議員 緊急の案件があるかもしれないので、最低限必要な環境は何かという整理が必要と考える。私自身はどの議員か関係なく全件録音することが重要だと考えている。
- 事業にはそれを実施する根拠となるものとして、計画や要望が存在する。計画が根拠となるもの、例えば主要事業等であれば既に文書化されているが、要望でも事業と紐づけられるように要望は全て文書化される必要がある。
- 職員 職員の説明が十分でない場合もあるので、事前に連絡いただければ資料も準備することができる。
- 議員 たまたま理事者と出会う質問をした際に、話が要望に変化したときは録音できないと思うが、そんな場合はどうなるのか。
- 職員 ルールを決める以上は守っていただいて、要望をする場合はアポイントを改めて取ってもらいたい。緊急を理由とする電話での要望を例外として認めるのかなど検討は必要である。
- 議員 依頼等と要望は明確に分けてほしい。
- 先ほどの議員の質問に戻るが、議員が他の肩書きで行った要望が不当要求行為のおそれがあるれば職員の判断として議員による不当要求行為と判断すべきである。
- 職員 自治会長としての行為であれば自治会長による行為としてカウントする。脱法性を防ぐメリットが大きければそう判断するが、全て議員として扱うことに理解が得られるのか。
- 議員 議論していく必要がある。
- 議員 不当要求と不当要求行為は違うが、不当要求を続けていると不当要求行為になるものもある。不当要求は即アウトなのか、職員に言われて止めればセーフなのか。
- 職員 職員倫理条例では不当要求行為を対象としており、不当要求と正当要求の区分はしていない。議員倫理条例の方で不当要求をしないよう定めているのではないか。
- 議員 3項目目の(2)・(3)はおおむねそのまま良いとする。(1)は要望時のルール決めを会派に持ち帰り、検討する。
- 司会 「複数職員による対応の徹底及び議員からの不当要求行為に対する実務的職員研修の充実」については了解が得られたので、当局には実施の徹底をお願いしたい。「対応時における記録について、全件及び早期作成を徹底」については会派に持ち帰り、再度議題にしたい。

【協議事項4 議員による不当要求行為の未然防止策】

- 職員 不当要求行為を未然に防止するための職員側で取りうる策として事前警告があるが、できる場面は限られる上、事前警告の余地がない場合も多いと思われる。この事前警告の実施の要否、当該議員以外への通告、通告した場合の議会の対応などについてご意見を伺いたい。

議員 議長に前もって通知すべき。議長・副議長で検討して対応を決めるべきである。

議員 当人と当局の思いが違うときに第三者が判断できるように、録音と併せて議長に通知すべきである。

職員 不当要求行為と認定していない段階で録音を議長に示すことは、個人情報の外部提供の問題があり、検討が必要である。

議員 事前に議員本人が認識すべきである。不当要求行為と認定される前に通告されるということではよいか。

職員 基本的にはそうである。

議員 議員本人に事前警告する前に、議長に抑えて欲しいとの考えか。

職員 議員本人に警告するとともに議会として組織的な対応をしてもらいたいということである。

議員 議員本人に認識してもらうのが一番である。段階を踏んでから議長に報告する方が良い。

議員 不当要求する議員がいることを、議長として知っておく必要がある。

議員 第三者が入った方が収まり易い。

職員 問題を把握するためにも、警告を検討する段階で総務局が関与した方がよい。

議員 警告を行うさじ加減は。

職員 警告は限定的な場面でのみ行うことができる。大声を繰り返すようなものは対象となる。

議員 職員の不誠実な対応が原因の時はどうなるのか。

職員 行為を問題としているので、原因は関係ない。

議員 4項目目は概ね了承。まず本人に警告を出していただいて、議長に通知するという流れと思う。客観的な判断をしてもらい、未然防止のため出すなら速やかに出してもらいたい。

司会 確認だが、一つの事案で本人に通知した後、議長に通知するのか、それとも本人に通知し、次の事案が発生すれば議長に通知するのか認識を示してもらいたい。

議員 本人が理解しない場合は、議長に通知する。

司会 本人に通知し、その対応を見極めて、なおあれば議長に通知ということか。

議員 本人が理解し、止まるのであれば、それでよい。

議員 誰が渡すのか。

職員 当該局及び総務局としたい。

議員 通告されていると理解されるようにして欲しい。

職員 きちんと説明したいが、その場で言う場合もある。

司会 細かい部分が定まっていないように思う。取りまとめてよいか。

議員 会派への持ち帰りが良い。

司会 細かな手順等については会派で検討してもらい、次回の冒頭で意思確認したい。

議員 専門委員の意見で録画とあるがイメージできるか。

職員 録画となれば部屋が決まってしまうので、まずは録音について検討してもらいたい。